

〔 4 番 和田 清議員登壇 〕

4 番 和田 清議員 皆様、こんにちは。市民会議・市民自治市議団、和田 清でございます。通告に従い質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ではまず、高齢者・障がい者の権利擁護についてお尋ねします。2000年に施行されました介護保険法を契機に、福祉は措置から契約の時代に移行が始まりました。続く障害者支援費制度、障害者自立支援法等で、障害者福祉にもその制度が適用されるようになりました。この制度改革により、福祉サービスは事業所と利用者の契約により行われるようになりました。その結果、事業主体の規制緩和が行われ、介護保険サービス事業を皮切りに多くの事業所がこの福祉分野に参入してまいりました。サービス提供の事業所が自由に参入し、競争する中で互いに切磋琢磨し、質の向上を図ることを目的として行われたものであります。確かに良心的なサービス事業所が多数存在し、利用者には十分な選択肢が与えられていれば、閉鎖的であった今までの仕組みに比べてすぐれたものと言うことができるというふうに思います。しかし、十分な社会資源があるのか、あるいは利用者には十分な選択肢が与えられているのか、そのような現状を見ますと、茅ヶ崎の場合、決して十分とは言えません。さらに重要なのは、障害者や高齢者がみずからの希望をきちんと意思表示できなかつたり、あるいは判断できない人たちの問題であります。

知的障害や認知症の方々にとっては、みずからの希望を代弁したり、適切な選択をするための情報を得るために支援を受けたり、あるいは契約内容を確認して不利益な扱いを受けないようにする支援が必要です。それが介護保険施行と同時に始まった成年後見制度であります。10人に1人は認知症になるであるとか、全体の6から7%は何らかの発達障害を持つとも言われております。情報支援や契約行為において何らかの支援を必要とする人たちは、この茅ヶ崎にも何千人もいらっしゃいます。成年後見制度には、その人の能力に応じて後見、保佐、補助の3類型があり、適正な支援ができるようになっております。しかし、成年後見制度の活用はまだまだ進まず、詐欺商法にひっかかたり、適正なサービスを受けられない人などがたくさんいると聞いております。

先ほど述べました社会資源の充実とともに、成年後見制度を活用した人権擁護の仕組みが機能してこそ、障害者や高齢者が安心して住むことができるまちづくりが実現できるものと思われれます。制度の活用に関しては、地域包括支援センターや社会福祉協議会が行っている生活支援事業などがその一翼を担っていることは承知しておりますが、まだまだ不十分と言わざるを得ません。今後、障害者や高齢者の権利擁護のために行政としてどのような施策をお考えなのか、お聞きしたいと思います。

続きまして、市立病院の地域連携についてお尋ねします。先日、奈良県において、妊産婦の救急搬送先病院が見つからず長時間救急車内に置かれ、結果、死産してしまったという悲しい事件が起きました。我が茅ヶ崎においても徳洲会病院のC-X進出の問題やそれから市内における救急医療体制、また周産期医療、小児科医療の不足等、課題が山積しております。こうした状況の中で、茅ヶ崎市立病院に期待されるものはとても大きなものがあると思います。今回はそうした市立病院に関する市民の期待の中で、特に地域連携の点についてお尋ねしたいと思います。

市立病院のホームページによりますと、医療相談室の仕事として「退院計画の支援や地域連携の促進などを社会福祉の立場から担当し、患者様・家族の療養生活の安定を図っていく仕事をしています」と記載されています。また、地域医療連携室の概要には「診療所や福祉施設などと連携し、地域住民の方が適切な医療を受けられるように医療連携を積極的に進めていきます。地域医療連携室は、医療連携業務の中心的役割を担っています」とうたわれております。中核病院すなわち市立病院と、診療所すなわち地域のかかりつけ医の連携、いわゆる病診連携も含め、これらの機能は今後さらに重要になってまいりと思われれます。しかし、これら地域との連携に関して、中核的な役割を果たしているという点で、十分な評価を得て

いるというふうにはなかなか聞いておりません。私の耳に届くのは不満点ばかりであります。もちろん医療や福祉サービスは問題がなくて当たり前ととられ、正当な評価を受けにくい側面があるのは事実でございますが、さらなる取り組みが要求されているのもまた事実であります。今後の取り組みも含め、市長の御見解をお聞きしたいと思います。

続きまして、3番目、特別支援教育の取り組みについてでございます。平成19年4月1日に出された文部科学省初等中等教育局長通達によると、以下のようになっております。「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている」とあります。また「教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者から成る連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること」とあります。

長く障害児（者）の福祉にかかわってきた者として、昨今の発達障害に対する理解や支援に対する取り組みに関しては一定の評価をするものであります。しかし、文部科学省の通達にもありますように、時代の変容に伴い家庭や社会の環境が複雑になり、以前の障害児、あるいは健常児といった画一的な選別を行った旧態依然とした教育ではなく、すべての子供に対して、個々の子供のニーズにこたえる教育が、イコール特別支援教育であると言えるかもしれません。しかし、これは理念だけに終わらせてはいけません。障害特性や療育方法を熟知するなどの専門性の向上や校長先生の強いリーダーシップ、あるいは専門性を備えた特別支援教育コーディネーター等の十分な人的な配置、他機関との連携など、まだまだ取りまなければならない課題がたくさんあると思います。特別支援教育の現状と課題に関してどのような認識でいらっしゃるか、見解をお聞きしたいと思います。

以上、1問目でございます。御答弁をよろしくお願いいたします。

木村忠雄議長 市長、御登壇願います。

〔服部信明市長登壇〕

服部信明市長 和田議員から何点か御質問をいただきました。それぞれについてお答えをしてみたいと思います。

初めに、高齢者・障がい者の権利擁護について御質問をいただきました。知的障がいや精神障がいを持つ人たちや、認知症の高齢者など、意思決定に関して問題のある人たちに対して、成年後見制度を中心とする市の支援体制についてに関するお尋ねにお答えをしてみたいと思います。成年後見制度は、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など、精神上の障害により判断能力がない方や不十分な方を法的に守り、支える制度であります。本人、配偶者、四親等内で申し立てができない場合に市長が申し立てを行うこととなります。平成18年度には3人の高齢者に関して市長申し立てを行い、そのうち2人は後見を開始しているところあります。今後の課題といたしましては、後見人等を必要とする方が低所得者の場合にあっては、市長申し立ての場合に限らず申し立て費用や後見人の報酬についても助成する必要があるというふう考えております。

次に、後見人のなり手についてであります。現状といたしましては、社会福祉士会、司法書士会、行政書士会等をお願いをしている状況であり、なかなか手が見つからない状況にあります。このことに関しましては、特定非営利活動法人が市民提案型の協働事業として権利擁護センターの立ち上げを予定しておりますので、その活動内容に対して市がどのような連携をとっていけるのか検討しております。また、市の窓口体制につきましては、認知症等の高齢者に関しては高齢福祉介護課が、知的障害者、精神障害者等に関しては障害福祉課が窓口となっております。各課の連携はもとより地域包括支援センター等の関係機関との連携も密に図っていくことが必要であるというふう考えております。

引き続きまして、市立病院の地域連携について御質問をいただきました。医療連携業務の中心的役割を担うべき市立病院の取り組みについてに関するお尋ねにお答えをしております。市立病院の地域医療連携室の業務といたしましては、2つの目的を持ち遂行しておるところであります。1つ目は地域連携業務であります。その内容といたしましては、厚生労働省の方針でもある早急に医療行為を必要とする急性期の患者を診る医療機関と慢性的な疾患を診る診療所等との機能分担の円滑な連携を進めるために、地域の診療所等からの紹介患者さんの対応や本院からの診療所等への紹介をする業務を行っております。

2つ目は医療相談業務であります。その内容といたしましては、専門化する医療の中で、患者さんやその家族の方々の不安感を除去する等、心理的問題の解決を社会福祉の立場から医療相談員が地域の保健医療機関や介護保険事業者の方々と連携をとりながら援助する業務を行っております。多様化する相談ニーズに対応するために、今後も引き続き地域包括支援センターや介護保険事業者の方々と密接な連携をとりながら相談業務を行ってまいりたいと考えております。議員の御質問の中でも、なかなか不満の声しか聞こえてこないというようなお話もありましたが、そうしたことができるだけ少なくなるように、地域連携室の中でも十分な取り組みをしておりますというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

私からは以上です。

木村忠雄議長 教育長。

谷井茂久教育長 和田議員の特別支援教育の取り組みについて、茅ヶ崎における特別支援教育推進の現状と課題ということで御質問をいただきましたので、教育委員会より順次お答えをしたいと思います。

まず初めに現状についてお答えをいたします。本市におきましては、文部科学省の示す従来の特殊教育の対象の障害にとどまらず、発達障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて一人一人の教育的ニーズに寄り添ったきめ細かい教育支援を、特別な配慮を要する児童・生徒に対して行うという特別支援教育の基本的考え方に沿いまして、神奈川県教育委員会との連携を図りつつ具体的取り組みを積み上げているところでございます。県立茅ヶ崎養護学校や県立総合教育センター、また、中央児童相談所、茅ヶ崎市子どもセンター等の関係機関との連携のもと、発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育的ニーズに効果的にこたえられる教育の実現のために、就学相談、また特別支援学級等の充実を目指しているところでございます。また、通常級における支援体制の充実のために、各校の特別支援教育担当者への研修等の拡充とあわせて、ふれあい補助員等を増員し派遣する等の事業を推進しているところでございます。

次に、特別支援教育についての課題ということで御質問をいただきました。議員が御指摘いただきました中にもありましたけれども、まず特別支援教育担当者がより高度な専門性の育成が大変大事だというふうに思っております。障害特性の理解、そしてまた効果的な学習指導のあり方はどうであるかということ、きちんと専門性のある教員が育っていくというようなこと、そして次に、学校長のリーダーシップに基づいた校内支援委員会、これは全校に組織されておりますけれども、この校内支援委員会の機能を充実していくような、また専門性のある知見がその中で他の教員にも反映していくようなあり方が大事だというふうに思っております。

また、3点目になりますけれども、行政としての支援として、人であるとか、または施設を含めた支援、また関係機関とのより強力な連携体制などが挙げられるかなというふうに思っております。これらは既に取り組んでいるところでございますけれども、今後とも全児童・生徒一人一人のニーズに応じたきめ細やかな教育に向けて取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

木村忠雄議長 和田 清議員。

4番 和田 清議員 前向きの御答弁、ありがとうございます。心強い御支援の方向を確認できたこと非常にうれしく思います。さらに2問目をお聞きしたいと思います。

まず成年後見制度でございますけれども、市長の御答弁にございましたように、実績が昨年度3件、今年度は1件もなしというのが市長申し立ての現実であります。先ほどお話をいたしましたように、実際は親族がなかなかいないであるとか経済的に厳しい中で、ひとり暮らしのお年寄りや障害を持たれた方はたくさんいらっしゃいます。まだその方々がこの制度を活用していない現実は明白でございます。ぜひ後見人の経費に関して公的支援を早目に実現していただくように重ねてお願いするとともに、制度の効率的な運用と広報に関してさらなる努力をしていただきたいと思います。その取り組みについて、いま一度質問をさせていただきたいと思っております。

さらに、後見制度の中には身上看護の部分も含まれております。単に財産管理であるとか契約行為ではなくて、障害者やお年寄りがどういう暮らしをしているのかということをつぶさに見、見守る。それで必要な手だてを講じるという身上看護が含まれております。これは、残念ながら、今の後見人の費用では現実賄えない。すなわちボランティアとして行っていかなければいけない。市長答弁もされましたように、例えば社会福祉士会であるとか司法書士会であるとかの皆さんのお話を聞くと、とてもではないけれども、そこまで手が回らないというのが現状ではないかというふうに思います。そうしますと、何らかのボランティアな組織なり、人的な支援をあてがうことによって身上看護の部分を補う必要があるのではないかとと思うのですが、それらの取り組みについてもお聞きしたいと思っております。

続きまして、市立病院の地域連携の件ですけれども、実は昨年度の市立病院の収支報告をこの間お聞きしたら、非常に改善されたという御説明がございました。その理由の1つとしては、入院日数が少なくなっている。ということは、効率的な高度な医療が本来の市立病院の役割として果たされているという一定の評価はできると思うんですけれども、それに比して私たち在宅福祉の現場から考えますと、入院日数が短くなった分だけ、その分だけ家族、もしくは他の施設がその方々の介護、看護を担っていくという事実が反面見えるわけでございます。そうなりますと、退院される患者さんが果たしてどういう地域生活を営まれるのか、あるいはどういう施設に移られるのか、そうした後方支援は、非常に重要な役割として同時に求められるものだというふうに思います。そういった視点から地域連携室の必要性は非常に高いものと思われそうですが、地域連携室の人員配置及び人件費について現在どういう体制で行われているのか、お答えをいただきたいと思います。

続きまして、特別支援教育についてでございます。教育長に御説明いただいたように、県よりの非常勤の加配であるとか、また、茅ヶ崎市単独でふれあい補助員の配置ということで努力されているということは現場からもお聞きしております。しかし、残念ながら、特別教育支援コーディネーターが本来の業務を十分こなせるだけのマンパワーの加配にはなっていないという現場の実情をお聞きしております。先生が専門性を身につけたり、あるいは校内や関係機関と連携をとるためには、まだ支援体制が足りないのではないかというふうに思われます。さらなる支援策、具体的に言いますとやっぱりマンパワーの問題だと思っておりますが、お考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思っております。

以上、2問目、よろしくお願いたします。

木村忠雄議長 理事・保健福祉部長。

内藤徳行理事・保健福祉部長 それでは、和田議員の2問目の御質問にお答えいたします。

まず経済的な支援の関係でございますが、早目に実施してほしいということでございます。後見人への報酬を支払う必要がある場合につきましては、原則として後見を必要とする本人の収入から支払うことになっておりますが、現在では市長申し立てをした場合のみ、その費用を市が負担いたしまして、また、本人が後見人への報酬を負担できなければ、それに対する助成を行っているという現状でございます。今後におきましては、低所得世帯におきまし

て家族等が申し立てを行った場合、また、かつ社会福祉士などに家族以外の方が後見人に選任された場合におきましても費用の助成が行えるように、できれば来年度に向けてということで今見直しの検討をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、効率的な運用と広報、それから障害者、高齢者の方の見守りについては、ボランティアとの連携が必要ではないかという御指摘でございます。これは市といたしましてもそのように考えてございまして、広報におけます周知、今ございましたように昨年は3件、本年度はまだ市長申し立てがないというようなことから、これは制度が周知されていないということが事実だと思っております。そういうことで当然地域包括支援センターとの連携もございしますが、市だけではこういう分野においてなかなか手の行き届かないところがございます。そういう意味におきましても、先ほど市長の答弁にもありましたように、市民の方ですとか、またNPO法人、そういう団体との協働を進めるということは非常に大切なことであるというふうに理解をしておりますので、NPO法人等との連携、協働を強めながら制度の普及に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

木村忠雄議長 副院長。

秋葉順一副院長 2問目の地域医療連携室の体制についてという質問にお答えいたします。

地域医療連携室の体制といたしましては、医療相談業務は医事課の常勤職員1名、そして非常勤嘱託員1名の2名で相談業務を行っております。また、退院する患者さんが安心して在宅生活ができるよう、地域の在宅医療を提供している訪問看護ステーションとの連携を取り、サポートする業務を看護師長1名で行っております。地域医療連携室としては3名の体制で行っております。今、人件費というようなことですので、非常勤嘱託員につきましては週4日来ておまして、月18万の非常勤嘱託員の報酬で行っております。また、地域医療連携室の業務につきましては、朝の8時半から夜の7時まで業務委託を行って、地域の診療所からの検査等を依頼、また紹介業務、さらには本院からの診療所への紹介業務を行っております。以上です。

木村忠雄議長 教育長。

谷井茂久教育長 和田議員の2問目の御質問にお答えをしたいと思います。

マンパワーについてはどう考えているかということで御質問をいただきました。先ほどお話しいたしましたように、学校の中の特別支援教育にかかわりましては、2つの側面があるかなというふうに思っております。現在いろいろ配置されている、とりわけ特別支援教育担当者を中心とした検討会であるとかをどのように機能的にしていくかということが1つの側面だというふうに思っております。あわせて御指摘をいただきましたように、人員の体制の問題があるかなと思っております。現在、特別支援教育の担当者、または県ではコーディネーターと呼んでおりますけれども、市内小・中学校全部で31名ということになっております。そして、さらに今後の県の方針では、またこれからの6年間の中で各校2名ほど増員をしていくような形ということで今後の計画が進められているということ聞いております。そういった中で、学校の中での専門性の高い教員がますますふえていくということが大事なかなというふうに思っております。また、今お話がございましたけれども、県費で特別支援にかかわる非常勤講師につきましては現在10名ということで配置をしておりますので、これも県について要望を進めているところでございます。

それから、冒頭にお話がありましたけれども、ふれあい補助員、これは一昨年度は32名のところは今年度は56名ということで、大幅な増員を受けております。マンパワーの面でもまた今後、先ほどの学校の中の機能充実とあわせて、両方をあわせた形で検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

木村忠雄議長 和田 清議員。

4番 和田 清議員 ありがとうございます。3問目に移らせていただきたいと思いません。

まず成年後見制度につきましては、官民協働の取り組みについて前向きに検討されているということで、内容から関しましても、どう考えても公の部分ですべて賄うことができない内容であることは明白でございます。そういう意味では、地域の社会資源、民間とのよりよい関係を築き、さらにこの制度の普及に努めていただきたいというふうに思い、要望とさせていただきます。

もう1点、役所の中での連携及び質の向上の関係ですけれども、私もこの成年後見制度というのはなかなかわからないというのが正直なところですが。幾らこの分野に勉強してもなかなか追いついていかない。ましてや担当窓口の職員さんに至っては、業務に追われる中で理解をし、適切なアドバイスをしていくのは難しいだろうというふうに思われます。ですから、部長答弁をいただいたように関係部局が連携をとるだけではなくて、例えば合同で研修会を開き、窓口に来られた方々は大概の場合は家族関係が非常に複雑です。ですから、例えば高齢福祉介護課の単課で対応するということが非常に難しいと思います。ですから、関連できる部局が一体的に対応し、適切な助言、指導ができるような体制をぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。これは質問ではなくて、要望にさせていただきたいと思えます。

続きまして、2番目の市立病院の地域連携についてですけれども、御答弁をいただきました。私は実は、地域連携室、医療相談室に関しての計画及び報告というのはどの程度のもがあるのかということで先日お尋ねをいたしました。そうしたら相談の状況ということで、相談内容の一覧はいただいたのですけれども、各年度、明確な事業計画を立て、きちんとそれをアセスメントする、評価するというようなことが恒常的に行われていないかというふうにお聞きしております。それは組織としての位置づけの問題や人員の配置等が問題があると言わざるを得ないのではないのでしょうか。現人材で十分に機能しているとお考えなのか。私は十分ではないという判断をしておりますけれども、そこら辺、今後、増員、充実、あるいはそうした体制づくりについてお考えがある、なしをお聞きしたいと思います。

続きまして、特別支援教育についてでございますけれども、さらに増員を考えていただければということは、趣旨としては御理解いただいているのかなというふうに思いますが、まずここで取り上げたいのは、特別支援学級の絶対数の問題でございます。御存じのとおり言うまでもなく、茅ヶ崎の特別支援学級の数、平塚とか藤沢と比べて極めて数が少ない。数が多ければいいという問題では確かにございませんけれども、教育長がお答えいただいた専門性であるとか、あるいは通常級との連携とか、これは質を高めていけば、障害を持つ子供の立場から見れば、近くの学校に通いやすい環境が整うのかなという1つの要因にはなっているのではないかというふうに思われます。現状、近隣市と比べて非常に数の少ない特別支援学級の増設についてはどのようにお考えであるか、お聞きしたいと思います。

以上、3問目を終わります。

木村忠雄議長 副院長。

秋葉順一副院長 3問目の質問にお答えさせていただきます。

地域医療連携室の人的体制が整っているかどうかという御質問ですけれども、私のほうでも十分に整っているとは現在考えておりません。そういう中で、現在、組織の見直し等を行っていく中で、病院の組織体制の中にしっかりと地域医療連携室を位置づけて事務分掌等で規則に位置づけて充実させていきたいというふうに考えてはおりますが、何しろ人の要ることですので、すぐに右から左というわけにはいきませんので、まず組織を充実させていく、位置づけるということが最初かと思えます。その中で現在、医療、保健、福祉サービスを患者さん方が受けられるように、地域の介護保険施設などを訪問して、ケースワーカーさんと会ってコミュニケーションを十分とれるように努力していきたいと考えております。以上です。

木村忠雄議長 教育長。

谷井茂久教育長 まず最初に、先ほどの答弁の中で間違いがありましたので、訂正させていただければと思います。ふれあい補助員 32 名を私は一昨年と申しましたけれども、昨年度の間違いですので、申しわけありませんでした。

今御質問をいただきました特別支援学級の増設にかかわる御質問にお答えをしたいと思います。

御承知のとおり茅ヶ崎市は特別支援学級を拠点校方式という形で設置して、小集団でのかわりを大切にして社会参加と自立を目指した支援を行うことにより特別支援教育の充実を図ってまいりました。しかしながら、先ほどお話しいただいたとおり、特別な配慮を必要とする児童・生徒がふえているという現状も課題として認識しております。教育委員会といたしましても、より望ましい状態で学習ができる環境をつくっていく必要があるというふうに認識しております。今年度に入りまして、今後の特別支援学級の規模等についてももう検討を始めたところでございます。先ほどお話しいただきました教員の専門性等はまだ不十分なところがありまして、現状を細かく分析をしながら、可能な範囲の中で増設に向けても検討していきたいと思っております。以上でございます。

木村忠雄議長 和田 清議員。

4番 和田 清議員 ありがとうございます。続きまして、4問目に移らせていただきたいと思えます。

市立病院の地域連携についてはすけれども、今副院長から御報告いただいたように、取り組む方向性については納得できるものだというふうに思いますが、今の御答弁の中でも、在宅に移られる方の場合は、例えば介護保険の事業所であるとか、ケアマネジャーであるとか、あるいは包括支援センターであるとか、そういった在宅に移られる方との連携のお話が出ませんでした。長らく介護保険の事業所連絡会の中におきまして活動しておりますと、多くの要介護者の方々は、やっぱり総合病院、中核病院から退院されてくる患者さんが多いわけですね。そうしますと、在宅に移行されたときに引き継ぐ相手、その方へのしっかりとしたネットワークを構築していただきたいというふうに思います。それには、今のお話のように施設を回って顔を覚えていただくというようなことがございましたが、やはりフェイス・ツー・フェイスで名前と顔が一致して、気軽に相談し合えるような環境をつくるのが大切だと思いますので、在宅に移る際のさまざまな福祉関係の機関や担当者との連携をぜひ強化していただきたいというふうに思います。以上、これは要望にかえさせていただきたいと思えます。

続きまして、特別支援教育についてですけれども、今の御説明のような拠点校方式ということでおやりになられているということでお伺いいたしました。それも1つの方法かなというふうに思いますので、形態はともかく、その充実にさらに努めていただきたいと思えますけれども、ややもすると、今の教育長の御答弁にもございましたように、学校の中だけの連携ということに陥りがちだと思います。特に障害を持っている子供たちに関しては、乳幼児期から成人まで一貫した支援が必要であり、教育もまたその例外ではないだろうと思われまます。そういった意味で、文科省のほうの通達にもありますように、地域のさまざまな社会資源との連絡協議会等を設けて、一貫した教育を施すことの必要性がうたわれてございます。それら地域の関係機関との連携についての現状と取り組みについてお伺いしたいと思います。以上、4問です。よろしく申し上げます。

木村忠雄議長 教育長。

谷井茂久教育長 ただいま和田議員より4問目の御質問をいただきました。

今お話しいただきましたとおり、我々もこれからの特別支援教育に関しては、特別支援学級のみならずさまざまな視点で取り組んでいきたいというふうに思っております。特別支援学級につきましては、先ほど申しました拠点校方式を継続しながらも、今後の検討課題ということでいきたいと思っております。さらに関係諸機関との連携ということで、実際特別支援学級の子供たちは、さまざまな形で社会とつながるようないろいろ取り組みはしております。

す。遠足を初めとして、また地域に出での学習であるとかさまざまなことを行っておりますけれども、先ほど議員から御指摘がありました学校や機関としての連携、先ほどこちらでお話した部分もありますけれども、今後より充実した形で、お話しいただきました子供の社会参加、また社会とのかかわるという視点での連携等についての協議を深めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

木村忠雄議長 和田 清議員。

4番 和田 清議員 最後の質問というか、お願いにしたいと思います。

今の教育長のお答えは私の質問の視点とはちょっと違いまして、子供が社会とかかわることではなくて、支援する学校側がさまざまな機関と連携をとりながら、その子供を支援していく。そういう意味で、先ほど読み上げました文科省の通達にもありますように、地域の福祉やそれからNPOや親の会、こうした社会資源を有効に使いながら子供の支援に当たるといような支援する側の連携、あるいはそのための会議を持つようにという指導が出ておりますので、その点に関して考えていただきたいという趣旨の御質問でございました。それについては鋭意努力していただきたいと思います。

最後になりますけれども、実は今回、この資料を探す際に、茅ヶ崎市のホームページ内で「障害児教育」と検索をいたしました。そうしますと、検索して何も出てこないんですね。平塚市、藤沢市はどうだろうかと思って同じ言葉で検索してみました。平塚では、障害を持った子供たちの教育の相談はこういう窓口で乗りますよという窓口の紹介が出てまいりました。藤沢に関しては、障害児教育というのはこういう考え方で取り組んでいますという文章が、教育委員会の中の文章として出てまいりました。ところが、茅ヶ崎の場合は何も出てきません。何らかの審議会の報告の議事録の中の一部とか、そういう形では出てきません。障害児が生まれ、就学が1つの大きな山でございます。そのときに親御さんたちがツールとしてホームページを検索するというようなことも当然あるわけで、私も偶然発見したんですけれども、障害を持って困っていらっしゃる親御さんたちに何らかのメッセージを発信するような仕組みをぜひ考えていただければなというふうに思います。これは要望にさせていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。